

5. 令和6年度の重点運営事項

(1) 地域ケア会議の充実

運営事業者は、地域ケア会議を通して、高齢者の適切な支援の検討や高齢者が地域で自立した生活を営むために必要な検討を行っています。あわせて、介護支援専門員の資質の向上を図っていきます。地域の特性にあった地域住民を含めた多様な関係者の参加協力を求め、会議の目的を関係者で共有し、多様な視点から検討することで、高齢者の地域における尊厳を保持したその人らしい生活の継続を支援するとともに、圏域の地域課題について検討していきます。

また、介護予防の観点を踏まえた地域ケア個別会議(介護予防自立支援検討会議)においては、自立支援に資するケアマネジメントとサービス提供の最適な手法を蓄積することで、地域課題を把握かつ圏域の介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント力の向上を図ります。

(2) 生活支援体制整備事業に関する取組みの充実

運営事業者は、関係者間の情報共有や連携体制づくりを進め、センターに配置された第2層生活支援コーディネーターと共に、地域における日常生活上の支援体制及び地域のニーズ、地域資源の状況を把握します。個別支援からみえる地域課題等について、自治体組織や地域の様々な集いの場等に積極的にかかわり共有を図ります。

また、担当地域に設置された第2層協議体と連動し、地域資源の調整や新たな資源開発から地域づくりへとつながるよう具体的検討を行い、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進していきます。

(3) 認知症総合支援事業に関する取組みの充実

運営事業者は、認知症基本法、認知症施策推進大綱の趣旨に基づき、認知症の人や家族が住み慣れたまちで希望をもっていきいきと暮らし続けることのできるまちを目指します。そのために、センターに配置した認知症地域支援推進員と共に、認知症に関する知識の普及啓発や早期に適切な対応が認知症初期集中支援チームをはじめとする関係者間の円滑な連携によって実施できるよう、相談支援体制のさらなる充実に努めます。

また、認知症の人に関する理解の促進とあたたかく見守る応援者を増やすため、認知症キャラバン・メイトや認知症カフェ等の活動を支援します。あわせて、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ)づくりを視野に、各圏域の認知症の人を支えるネットワークづくりに努めます。

さらに、認知症サポーターや認知症サポート事業所等の関係者のスキルアップやまちづくりへの参加を促すため、圏域内の認知症にかかる専門職等との繋がりを重視したネットワークを構築することで、認知症高齢者等の日常生活全体を支える認知症バリアフリーの推進に努めます。

新たに、認知症の人本人が発言する本人ミーティング等の取り組みを行い、本人等の声を市に届けます。これを受けて市は、市が策定する認知症施策推進計画へ反映させます。